

船員職業安定法

1 . 案内情報

手続名	: 船員職業紹介事業の許可
手続根拠	: 船員職業安定法第34条第1項
手続対象者	: 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する協同の団体又は公益を目的とする団体
提出時期	: 許可を受けようとするとき
提出方法	: 船員職業紹介事業許可申請書を3部作成し、当該団体の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください
手数料	: なし
添付書類・部数	: 船員職業紹介事業の運営に関する規定、船員職業紹介事業計画書、船員職業紹介事業の収支予算・財産目録、船員職業紹介事業を行うことについての総会その他の意思決定機関の決議書
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3 . 手続情報

審査基準	: 船員職業安定法第34条第1項、船員職業紹介事業許可申請等取扱要領
標準処理機関	
不服申立方法	